

「国際文化研究」投稿規程

1. 本誌は、研究活動の報告を主目的とする。投稿者は国際文化学部の専任教員を原則とする。共著論文の場合、共著者の一名が国際文化学部の専任教員でなければならない。その他の投稿希望者については編集委員会において対応する。
2. 投稿論文は査読・審査を受けなければならない。
3. 本誌は年一回の発行とする。
4. 本誌に掲載する論文、研究ノート、書評等は未刊のものに限る。
5. 言語は原則として日本語、英語、フランス語、中国語、コリア語とする。その他の言語については編集委員会において検討する。
6. 日本語の原稿の分量は20,000字以内、英語の場合は10,000語以内とする。(図、表、写真等を含む)。その他の言語については上記に準ずる。
7. 原稿は二部を編集委員会に提出する。ただし、ワープロ原稿の場合はフロッピーを添付すること。
8. 原稿の最初には題名、著者名、職名、所属機関名を明記する。次いで日本語(200字以内)および英語(100語以内)の要旨を付ける。更に日英両言語および執筆言語による題名とキーワードを要旨の後に付ける。本文はその後より始める。
9. 著者による校正は二校までとする。校正段階での大幅な加筆や削除はできない。
10. 掲載論文等については50部の抜刷を提供する。50部を超える場合は、その費用を投稿者が負担する。
11. 投稿者は投稿規程を遵守し、原稿の内容および表現に責任を持たなければならない。
12. 査読制度を設けるものとする。また、掲載の可否については、編集委員会および編集委員会から依頼を受けた査読委員が協議し決定する。
13. 投稿・出版に関するその他の指示は編集委員会より連絡する。
14. 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開するものについては、複製権及び公衆送信権の行使を国際文化学会に委託するものとする。ただし、電子化による公開は執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。
15. 上記に記載していない事項については、必要に応じて編集委員会において検討する。
16. 本規程は平成14年4月1日より実施する。

付則

- 1 平成18年11月15日改正